長野県報

3月31日（月）
令和７年
（２０２５年）
第596号

目　次

規　則

被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課）…… 3
一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（こども・家庭課児童相談・養育支援室）…… 3
長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則（医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、健康増進課）…… 5
長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則（健康増進課）…… 6
旅館業法施行細則及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）…… 7
長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）…… 7
長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（水道・生活排水課）…… 8
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（資源循環推進課）…… 8
技術専門校管理規則及び工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）…… 8
長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業技術課）…… 9
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則（信州の木活用課）…… 10
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）…… 12
建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）…… 14
財務規則の一部を改正する規則（会計課、契約・検査課）…… 18
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程（経営推進課）…… 19
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課）…… 19
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）…… 20
学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）…… 20
中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則（義務教育課）…… 21
長野県教育職員免許状再授与審査会規則（高校教育課）…… 22
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則（高校教育課）…… 22
長野県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課、特別支援教育課）…… 22
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…… 23

告　示

地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正（地域振興課）…… 23
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地変更の届出（地域福祉課）…… 23
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務廃止の届出（地域福祉課）…… 24
林道事業補助金交付要綱の廃止（信州の木活用課）…… 24
長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の廃止（信州の木活用課）…… 25
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）…… 25
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（７件）（道路管理課）…… 25
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（４件）（道路管理課）…… 29

公　告

大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による届出及び届出書の縦覧（３件）（産業立地・ＩＴ振興課）…… 31
大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定による変更の届出及び届出書等の縦覧（２件）（産業立地・ＩＴ振興課）…… 33
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）…… 35
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）…… 35
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…… 36

専門教育科目		特別講座	$3\frac{4}{5}$		2	
		インターンシップ		$2\frac{2}{3}$		$1\frac{1}{3}$
	選択科目	治山工学				1
		野生鳥獣対策学				1
		木材建築構造概論				1
		木材利用学				1
		森林活用論				1
		企業経営学			$2\frac{1}{5}$	
		森林路網				1
		素材生産				1
		高所作業				1
		林業架線学Ⅱ			$2\frac{1}{5}$	2

（備考）講義の１単位は15単位時間、実習等の１単位は30単位時間とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に長野県林業大学校の第２学年に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、当該改正規定による改正後の長野県林業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

信州の木活用課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月31日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県規則第33号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「第６条の３第１項ただし書」を「第６条の３第１項第１号」に、「同項ただし書」を「同号」に、「第18条第４項ただし書」を「第18条第５項第１号」に改める。

第４条の２の次に次の１条を加える。

（調査及び点検の項目等の付加）

第４条の３　建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第２の規定により付加する法第12条第１項に規定する調査及び同条第２項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第１のとおりとする。

第９条第２項中「別表第１」を「別表第２」に改める。

第15条中「別表第２」を「別表第３」に改める。

別表第２を別表第３とし、別表第１を別表第２とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第１)(第４条の３関係)

区分	項目		方法	判定基準
１　建築物の内部	(1)　常時閉鎖した状態にある防火扉(以下この表において「常閉防火扉」という。)	ア　閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		イ　扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ウ　扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		エ　固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		オ　人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第１第１号の規定に適合しないこと。
	(2)　居室の換気	ア　換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、１年以内に実施した法第12条第３項に規定する検査又は同法第４項に規定する点検(以下この表において「検査等」という。)の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
		イ　換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
２　避難施設等	(1)　防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、１年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(2)　非常用の照明装置	ア　非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、１年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。

		イ　照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

附　則

この規則は、令和７年７月１日から施行する。ただし、第２条第１項第２号の改正規定は、同年４月１日から施行する。

建築住宅課

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月31日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県規則第34号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和50年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号を次のように改める。

⑵　氏名

第11条第１項中「より名簿を閲覧に供する場所」を「よる名簿の閲覧」に、「とする」を「(以下この条において「閲覧所」という。)において一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「名簿を閲覧」を「閲覧所において名簿を閲覧」に改める。

第39条の見出しを「(登録簿等の閲覧)」に改め、同条第１項中「より登録簿等を閲覧に供する場所」を「よる登録簿等の閲覧」に、「とする」を「(以下この条において「閲覧所」という。)において一般の供覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「登記簿等を閲覧」を「閲覧所において登記簿等を閲覧」に改める。

様式第６号及び様式第７号中

「

ふりがな 氏　名		
生年月日		
性　別		

」

を

「

ふりがな 氏　名		

」

に改め、様式第12号を次のように改める。

（様式第12号）（第37条関係）

（一級／二級／木造）建築士事務所登録事項変更届出書

下記のとおり登録事項に変更が生じましたので、建築士法第23条の５の規定により届け出ます。

年　月　日

長野県知事　殿

建築士事務所　開設者氏名
名　称
登録番号
登録年月日

記

項目			変更前	変更後	変更年月日
変更事項	建築士事務所	フリガナ 名　称			
		所在地	〒	〒	
		電話番号			
	開設者 個人	フリガナ 氏　名			
		住　所			
	開設者 法人	フリガナ 名　称			
		所在地	〒	〒	
		役　員	別紙１のとおり		
	管理建築士	登録種別			
		登録番号			
		フリガナ 氏　名			
		管理建築士講習を修了した年月日及び修了番号			
		構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨			
		構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号			
	所属建築士		別紙２のとおり		

＊審　査

（注）１　＊欄は、記入しないでください。
２　変更事項欄については、変更があつた事項のみ記入してください。

(別紙１)

役員名簿

変更前		変更後		
フリガナ 氏　名	役　職	フリガナ 氏　名	役　職	生　年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日
		男・女		年　月　日

(注)　この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。

(別紙２)

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となつた者及び登録情報に変更があつた所属建築士

フリガナ 氏　名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日及び事由
						年　月　日
						年　月　日
						年　月　日
						年　月　日

変更後の所属建築士の数		
一級建築士　　名 うち　構造設計一級建築士　　名 設備設計一級建築士　　名	二級建築士　　名	木造建築士　　名

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ 氏　名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更年月日及び事由
						年　月　日
						年　月　日
						年　月　日
						年　月　日

変更前の所属建築士の数		
一級建築士　　名 うち　構造設計一級建築士　　名 設備設計一級建築士　　名	二級建築士　　名	木造建築士　　名

(注)　現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入してください。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

建築住宅課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和７年３月31日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県規則第35号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第２号）の一部を次のように改正する。

第64条第１項第１号を削り、同項第２号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第１号とし、同項第３号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第２号とし、同項第４号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第３号とし、同項第５号中「100万円」を「300万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同項第４号とし、同項第６号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第５号とし、同項第７号中「1,000万円」を「5,000万円」に改め、同号を同項第６号とし、同項第８号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第７号とし、同項第９号を同項第８号とし、同項第10号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第９号とし、同号第11号中「、補助」を「(県に相当の反対給付のないものに限る。)、補助」に、「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とする。

第136条各号を次のように改める。

(1)　工事又は製造の請負　400万円

(2)　財産の買入れ　300万円

(3)　物件の借入れ　150万円

(4)　財産の売払い　100万円

(5)　物件の貸付け　50万円

(6)　前各号に掲げるもの以外のもの　200万円

第157条の４を次のように改める。

（一般競争入札の公告）

第157条の４　予算執行者が特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第122条の規定の適用については、同条第１項中「10日」とあるのは「40日」と、「県報、新聞、掲示等適当な方法」とあるのは「県報」と、「５日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

第157条の５第１項第１号中「にあつて」を「(特例政令第２条第６号に規定する一連の調達契約をいう。)にあつて」に改める。

第157条の９中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　電子情報処理組織（予算執行者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して契約を締結することができる場合には、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

別表第４の７報償費の項中「入札又は見積の公告、通知等をしようとするとき」を「　」に改める。

様式第61号中「(第４条関係)」を「(第４条の２関係)」に、

「

所　長

引　継　書　年　月　日

」

を

「

引　継　書　年　月　日

」